

伊達市選挙管理委員会告示第64号

伊達市公職選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和8年9月1日

伊達市選挙管理委員会委員長 武藤 要一

伊達市公職選挙等執行規程の一部を改正する告示

(以下別紙)

伊達市公職選挙等執行規程の一部を改正する告示

伊達市公職選挙等執行規程（平成18年伊達市選管告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

大石投票区	霊山町大石のうち字馬越、才戸、台、漆方、森、稲荷内、平、西ノ入、箒屋敷、桂堂、阿久津、滝ノ原、梨木町、鳥居、反町、出広、竹ノ下、倉波、倉波入、三川屋敷、西館、宮脇及び三ノ輪の区域
-------	---

」を

「

大石投票区	霊山町大石（字道場を除く。）の全域
-------	-------------------

」に

「

石田投票区	霊山町石田のうち字明内、川原、中山、蓬田、右代田、谷田岸、谷田岸前、鹿ノ入、櫻田、場家、下岩崎、当保志、中ノ戸、登り口、中馬館、下馬館、天沢、岩崎、入部沢、宮下、下寺沢、下屋敷、下中瀬、根古屋、中瀬、的場、神明前、赤坂、北畑、廣畑、政所、谷津、桂ヶ作、下吉田、薬師堂、高田、坊之内、後田、櫨前、前作、鎌ヶ入、杉ノ内、上越田、下越田、東、西、冠城、坂下、長窪、西又、中ノ町、大地又、大前作、小前作、小辺田、紫蔵窪、西前作、弥佐田、熊ノ沢、大平、大小、橋本、後大小、宇道坂、嘉地田、百目木、相畑、大作、箱渕、水滴、向平、堂ノ前、桐ヶ久保、名目沢、牡丹、平、孫老内、向古屋、荒田、桂畑、北向、塗釜、竹ノ下、鋳屋場、後丹平、柿木作、五郎畑、大小畑、中後坂、万田川、御戸内、萩之久保、前、大畑、大城、腰巡、田代、高松、廣前、家ノ入、後久保、上大城、五舂蒔、桜久保、遠屋場、孫市郎及び六盃内の区域
-------	--

」を

「

石田投票区	霊山町石田の全域
-------	----------

」に

改め、上大石投票区の項及び石田坂ノ上投票区の項を削る。

附 則

この告示は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。